

代替肉は「肉」と呼べるのか

——植物性代替肉・細胞培養食品を巡る名称規制の国際動向——

研究員 鮫島那奈

代替肉分野では、大豆ミート等の植物性食品が市場に定着しており、一部の国では動物細胞を工業的に培養して得られる食品(以下、細胞培養食品)の上市も始まっている。代替食品市場の拡大を背景に、その名称に関する議論が重ねられている。

1 EUでは各国規制が先行するも域内規制と不調和、全体での規制へ

欧州議会は2025年9月に肉製品名称の使用範囲を定める規制案を可決し、26年6月にはその具体内容を承認した。承認案では、beefやloin等の食肉やその部位を示す語の使用範囲を食肉製品に限定している。burger等の語は規制対象外で、植物性代替肉によく使われる“vege-burger”や“vegan sausage”等は引き続き使用可能となる見込みである。ただし、これら名称を規制対象にしようとする動きは依然としてあり、これに代替肉の関係者団体が反対声明を出す等の攻防が続いている。

これまでEUでは肉製品名称の使用範囲に明確な規定はなかった。EU全体での検討に至るまでには、一部加盟国での植物性代替肉の名称を巡る議論があった。

20年6月、フランスで、植物性代替肉への畜肉由来食品の名称使用に制限を課す法律(第2020-699号)が可決された。続く22年10月、24年2月の政令施行により、ソーセージ等の肉製品名称を植物性代替肉に使用できなくなった。本規制の正当性を問う代替肉事業者団体の訴えに対し、フランス国務院(最高裁判所相当)は審理の過程で、本規制と当時のEU規則との整合性の判断を欧州司法裁判所(ECJ)に求めた。これに対してECJは24年10月、食品表示はEU規則で調和されており、加盟国独

自の植物性代替肉への肉製品名称の一律な使用禁止はできないとした。フランス国務院は25年1月に関連政令を無効と判断し取り消している。

イタリアも23年1月、植物性代替肉への肉製品名称の使用を制限するとともに細胞培養食品の生産と流通を禁止する法律(第172/2023号)を制定した。しかし、EU規制との不調和(注1)だけでなく、EU加盟国への事前通報手続き(TRIS)の完了前にイタリア政府が本規制を採択したことからその適用可能性は疑問視されている(注2)。現在、代替肉名称についてはEU全体での規制が進んでいるが、細胞培養食品についてはEUで未認可のため取締り対象がない状況であり、今後の動向を注視する必要がある。

2 米国では特定の名称規制なし、細胞培養食品の表示は畜肉と同じく個別審査

植物性代替肉の表示についての米国政府の考えは、連邦当局の食品医薬品局(FDA)が25年1月に公表した表示ガイダンス案(FDA-2022-D-1102)により示されている。本案は最終化されていないが、製品名に主要な植物性原料を含めることを推奨し、肉製品名称の使用は否定しない方針となっていた。

細胞培養食品の表示に関しては、従来の肉製品と同様、ラベル内容を事前に米国農務省(USDA)食品安全検査局(FSIS)の個別承認を受ける必要があり(注3)、既に一部の製品が認可されている。

名称に関するルールは現時点で定められていないが、FSISが21年9月に実施した本食品の表示についての意見募集(FSIS 2020-0036)に寄せられた意見から論点をみることができ

る。肉用牛生産者団体の全米肉用牛生産者・牛肉協会(NCBA)は消費者への分かりやすさのために“lab-grown(研究室育ち)”を付すべきとの意見、消費財業界団体の消費者ブランド協会(CBA)は消費者認識を調査して適切な表示を検討すべきという意見であった。代替タンパク質の開発・普及を推進するGood Food Instituteは、本質的に従来の肉と異なる場合を除き、新たな表示を課すべきではないとの意見だ。消費者の認識が適切に調べられないまま、各業界が肉の名称の帰属を巡る主張を展開している。

3 既に上市が進むシンガポールでは、代替食品にはその性質を示す語句を表示

シンガポールは食料安全保障の観点から代替肉の普及を進めており、複数の細胞培養食品が既に上市されている。

代替食品の表示では消費者への十分な情報提供を推奨している。シンガポール食品庁のガイドラインでは、代替肉製品の名称には“plant-based(植物性)”等の修飾語を付することが例示されており、これに準じた“cultivated chicken(培養チキン)”等が流通している。

4 日本では政策議論段階、消費者向け名称は今後の検討事項

日本では、がんもどき等の伝統的な植物性食品の他、食感をより肉に寄せた大豆ミート等も市場に出て久しい。名称そのものに特定の語句の制限はなく、表示全体で消費者の誤認を招かないことが求められている。

細胞培養技術を用いた食品については名称

や定義の検討が進められ、現在は「細胞培養食品(仮称)」とされている。

消費者向けの表現については、26年3月にフードテック官民協議会がコミュニケーションポリシーを示した。従来の肉との対立を生む「クリーンミート」等の表現は非推奨とし、名称としては「細胞性食品」を推奨する。ただし、この呼称に新技術の本質たる「培養」が含まれていないことへの疑問も一部関係者から呈されており、引き続き議論が必要だ。

5 肉の名称と消費者理解

植物性代替肉は本質的に食肉とは異なり、消費者も植物性であることを積極的な選択理由とすることも多い。一方、細胞培養食品については、今後の技術進展次第で従来の肉製品に近い性質が実現できる可能性がある。食品としては畜肉と同等とする主張もあり、消費者にとっては「何からできているか」だけでなく「どのように作られたか」が選択基準の一つとなり得る。

代替肉の登場は、新たな食品の選択肢を提供するだけでなく、新しい製造方法の認知を広げることで、消費者が従来の肉の生産過程を改めて認識する機会にもなり得る。肉の名称を巡る議論は、単なる表示の問題にとどまらず、社会における肉という食品の位置づけの議論へと発展していく可能性がある。近年フードテックの文脈で必要性が語られている消費者理解の醸成は、新規食品に限らず、代替され得る既存食品にも改めて求められるようになりそうだ。

<参考文献>

- ・ 欧州議会本会議採択文書. P10_TA(2026)0199
- ・ 欧州連合司法裁判所判例. C-438/23, EU:C:2024:876
- ・ 消費者庁. プラントベース食品等の表示に関するQ&A
- ・ シンガポール食品庁. A Guide to Food Labelling and Advertisements

(さめしま なな)

(注1) 本稿で触れた名称規制の不調和の他、ハンガリーの細胞培養食品の流通等禁止のTRISにおいて、EU規制との不調和を欧州委員会が指摘している。

(注2) 過去に、TRISで同様の不備があった規制をECJが適用不可と判決した事例(C-443/98)がある。

(注3) 細胞培養食品の安全性等はFDA、表示・包装等は食肉と同様にUSDAが所管している。